

大川市議会第2回定例会会議録

令和3年6月14日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
副市長	橋本浩一
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼) 会計課長	馬淵嘉臣
人事秘書課長	仁田原敏雄
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 永 島 潤 一
監 査 事 務 局 長 志 牟 田 達 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 開 会 の 宣 告
1. 会 期 の 決 定
1. 諸 般 の 報 告
1. 議 長 辞 職 の 件
1. 議 長 選 挙
1. 副 議 長 選 挙
1. 常 任 委 員 の 選 任
1. 議 会 運 営 委 員 の 選 任
1. 議 席 の 変 更
1. 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
1. 議 案 の 上 程

報告第1号 令和2年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和3年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について

報告第2号 令和2年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

報告第3号 令和2年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）

議案第28号 専決処分の承認について（令和2年度大川市国民健康保険事業特別会

計補正予算)

議案第29号 専決処分の承認について（令和2年度大川市下水道事業会計補正予算）

議案第30号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）

議案第31号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）

議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）

議案第33号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）

議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 令和3年度大川市一般会計補正予算

議案第37号 工事請負契約の一部変更について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

（報告第1号～第3号）

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

（議案第27号～第33号、第37号）

午前9時30分 開会

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。早いもので、大川市議会議員としての活動も2年を過ぎてしまいました。私も含め、15名の議員がいますが、一人ひとりの個性は豊かではありますが、大川市議会としての相乗効果を問われれば、少し弱いように思えます。残りの2年、大川市議会として相乗効果を上げるためには、目で見えるように、数で見えるように、論議で見えるように市民に示さなくてはなりません。お互いに頑張ってみましょう。

本日の各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第1号 令和2年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和3年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてなど14件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月25日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月25日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程につきましては、さきに配付いたしました日程表のとおりにいたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどお願いいたします。

次に、第97回全国市議会議長会定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、やむを得ず書面により開催されましたので、本総会において、永年勤続議員に対する表彰が行われたところでありまして、本市議会からは25年以上の永年勤続議員として永島守君、10年以上の永年勤続議員として内藤栄治君の2人が表彰の栄に浴されましたので、この際、御報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、表彰状伝達並びに市長からの感謝状贈呈のため、暫時休憩をいたします。

午前9時33分 休憩

午前9時52分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、これから私の一身上の事件が議題となりますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

平木副議長、議長席にお着き願います。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

〔川野議長退席〕

午前9時52分 休憩

午前9時53分 再開

○副議長（平木一郎君）

それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となる故をもって退席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、これから私が議長の職を執ることにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本日、川野栄美子君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで辞職願を朗読いたさせます。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

それでは、私のほうから朗読をさせていただきます。

辞 職 願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年6月14日

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会副議長 平 木 一 朗 殿

以上でございます。

○副議長（平木一郎君）

お諮りいたします。川野栄美子君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、川野栄美子君の議長辞職を許可することに決しました。

ここで除斥議員の入場を求めます。

〔川野栄美子議員入場〕

この際、お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりましたので、この際、議長の選挙を本日の日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次は議長選挙となりますが、議長選挙に入ります前に、ここで暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

〔休憩中、議長選挙に係る所信の表明〕

午前10時1分 再開

○副議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖は終わりました。

ただいまの出席議員は15名であります。

これから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

順次これから点呼に応じ、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、御投票願います。

直ちに点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

点呼の前に申し上げますが、投票に当たりましては、被選挙人の氏名、すなわち名字と名前だけをはっきりと御記入ください。議員の中には同姓の方もいらっしゃるにしまして、どなたに投票されたものか特定できない場合も起こり得ますので、御注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、点呼を始めます。

〔投票〕

1番 西田 学 議員

9番 古賀 寿典 議員

2番 馬 淵 清博 議員

10番 遠藤 博昭 議員

3番 宮 崎 貴仁 議員

11番 箴 島 かおる 議員

4番 宮 崎 稔子 議員

12番 吉 川 一 寿 議員

5番 龍 誠 一 議員

13番 古賀 龍彦 議員

6番 内 藤 栄治 議員

14番 川 野 栄美子 議員

8番 永 島 幸夫 議員

15番 永 島 守 議員

最後に、7番平木一朗副議長。

以上で点呼を終わります。

○副議長（平木一朗君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に9番古賀寿典君及び10番遠藤博昭君を指名します。両君の立会いをお願いいたします。

それでは、これから開票いたします。

〔開 票〕

これから開票の結果を報告いたします。

投票総数は15票であります。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、有効投票が14票、無効投票が1票でございます。

有効投票のうち、

平木一朗君 8票

内藤栄治君 6票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、私、平木一朗が議長に当選いたしました。

よって、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で議長の選挙を終わります。各位の御協力、衷心より感謝申し上げます。

○議長（平木一朗君）

この際、謹んで御挨拶申し上げます。

このたびの議員各位の御推挙により、大川市議会議長に就任させていただきました平木一朗です。公平無私で議長の職務を精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、人口減少抑止のための地方活性化対策、防災対策、少子高齢化対策、そして、大川市で大きく影響しておりますウッドショックなど、地方自治体に課せられた課題は山積しており、議会が果たさなければならない責任は今後もますます大きくなってまいります。私たち議会は常に市民の福祉と生活の向上、そして、市の発展のために、市長をはじめとする執行部と対話を重ね、これからも住みよいまちづくりに向け、鋭意努力をしておりますので、市民の皆様の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど公平無私と申しましたけれども、議員各位、皆さんもいろいろな長をされてきたからかと思いますが、どうしても私欲、私心、私というものが常に出てきてしまうところがご

ございます。この長というものは、常に毎日毎日、その私、私欲との闘いでもあります。私自身まだまだ努力が足りないかと思っておりますので、議員各位からしっかりと御鞭撻、御指導のほどを心からお願い申し上げまして、職務を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となっておりますので、この際、副議長選挙を本日の日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。さよう決しました。

次は副議長選挙となりますが、副議長選挙に入ります前に、ここで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

〔休憩中、副議長選挙に係る所信の表明〕

午前10時30分 再開

○議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖は終わりました。

ただいまの出席議員は15名であります。

これから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

順次これから点呼に応じ、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、御投票願います。

直ちに点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

点呼の前に重ねて申し上げますが、投票に当たりまして、被選挙人の氏名、すなわち名字と名前だけをはっきりと御記入ください。議員の中には先ほども申し上げましたが、同姓の方もいらっしゃるようで、どなたに投票されたのか特定できない場合も起こり得ますので、御注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、点呼を始めます。

〔投票〕

1番 西田 学 議員	9番 古賀 寿典 議員
2番 馬 淵 清博 議員	10番 遠藤 博昭 議員
3番 宮崎 貴仁 議員	11番 箴 島 かおる 議員
4番 宮崎 稔子 議員	12番 吉川 一寿 議員
5番 龍 誠一 議員	13番 古賀 龍彦 議員
6番 内藤 栄治 議員	14番 川野 栄美子 議員
8番 永島 幸夫 議員	15番 永島 守 議員

最後に、平木一朗議長お願いします。

以上で点呼を終わります。

○議長（平木一朗君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に11番箴島かおる君及び12番吉川一寿君を指名します。両君の立会いをお願いいたします。

それでは、これから開票いたします。

〔開 票〕

これから開票の結果を御報告いたします。

投票総数は15票であります。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち、有効投票が14票、無効投票が1票でございます。

有効投票のうち、

箴島かおる君 8票

内藤 栄治君 6票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、箴島かおる君が大川市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました箴島かおる君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、副議長、壇上から御挨拶をお願い申し上げます。

○副議長（箴島かおる君）（登壇）

よりよき大川市のために、よりよき大川市議会づくりのために、議長の補佐に専念する所存でございます。ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、これから日程に従い、常任委員選任の件を議題といたします。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

ただいまから指名しようとする各常任委員の氏名を局長に朗読いたさせます。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

それでは、私のほうから各常任委員会委員の御氏名を朗読させていただきたいと思えます。
総務委員会。

〔総務委員会〕

永島幸夫議員 宮崎稔子議員 馬淵清博議員
平木一朗議長 永島守議員

以上5名でございます。

文教厚生委員会。

〔文教厚生委員会〕

宮崎貴仁議員 西田学議員 古賀寿典議員
龍誠一議員 遠藤博昭議員

以上5名でございます。

産業建設委員会。

〔産業建設委員会〕

内藤栄治議員 吉川一寿議員 古賀龍彦議員
箆島かおる副議長 川野栄美子議員

以上5名でございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

ただいま局長朗読のとおり指名いたします。

それでは、各常任委員が決定いたしましたので、この際、委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長互選のため、委員会を開いていただきます。

委員会の開催場所は、総務委員会、第1委員会室、文教厚生委員会、第3委員会室、産業建設委員会、第2委員会室、以上のとおり定めます。

ここで委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定されておりますので、御報告いたします。

総務委員会 委員長 永島 守君、副委員長 馬淵 清博君

文教厚生委員会 委員長 遠藤 博昭君、副委員長 古賀 寿典君

産業建設委員会 委員長 内藤 栄治君、副委員長 吉川 一寿君

と決定いたしました。

次に、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

ただいまから指名しようとする議会運営委員の氏名を局長に朗読いたさせます。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

それでは、議会運営委員の皆様のお名前を朗読させていただきます。

総務委員会から永島守議員、馬淵清博議員、文教厚生委員会から遠藤博昭議員、古賀寿典議員、産業建設委員会から内藤栄治議員、吉川一寿議員、以上でございます。

○議長（平木一朗君）

ただいま局長朗読のとおり指名いたします。

これから委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、議会応接室にて議会運営委員会の開催をお願いいたします。

ここで委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議会運営委員会の正副委員長が決定されておりますので、この際、御報告いたします。

委員長に馬淵清博君、副委員長に古賀寿典君がそれぞれ選任されましたので、御報告いたします。

次に、議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときは、会議に諮って議席を変更することができるとなっております。よって、今回、常任委員会の変更に伴い、議席の変更が必要であるため、議席番号及び氏名をただいまから朗読いたします。局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

それでは、私のほうから議席につきまして御報告をさせていただきます。

1番 永島幸夫議員	9番 古賀龍彦議員
2番 宮崎貴仁議員	10番 平木一朗議長
3番 内藤栄治議員	11番 永島守議員
4番 宮崎稔子議員	12番 龍誠一議員
5番 馬淵清博議員	13番 遠藤博昭議員
6番 西田学議員	14番 箴島かおる副議長
7番 古賀寿典議員	15番 川野栄美子議員
8番 吉川一寿議員	

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり議席を変更することに決しました。

これから議席移動及び準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

本市から選出すべき人数は、同事務組合同規約第5条の規定により、本市からの選出数は2人であり、うち1人は議長をもって充て、残り1人は議会において議員のうちから選挙することとなっております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米広域市町村圏事務組合議会議員に副議長の箴島かおる君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました箴島かおる君を久留米広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、箴島かおる君が久留米広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました箴島かおる君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案14件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第1号 令和2年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和3年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてから議案第37号 工事請負契約の一部変更についてまでの案件14件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

本日ここに、令和3年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多端な中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平木議長、箴島副議長、御当選おめでとうございます。

さて、この議会に提案いたしております議案は14件ありますが、その内訳は報告3件、条例議案3件、予算議案7件、その他1件であります。

まず、報告第1号 令和2年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和3年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し、報告するものでありまして、当財団の経営状況を説明する書類として令和2年度事業報告及び決算並びに令和3年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第2号 令和2年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、三又小学校移転改修事業に要する経費につきまして、令和2年度の継続費通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 令和2年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、県知事選挙費外13事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和3年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第27号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から一部施行されたこと等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第28号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度福岡県国民健康保険普通交付金の精算の結果、返還金が生じたため、緊急に予算補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第29号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度下水道事業会計決算において、第4条予算の資本的支出に対する資本的収入の不足額を当年度利益剰余金等をもって補填するため、緊急に予算補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕

がないことが明らかであると認め、令和2年度大川市下水道事業会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

次に、議案第30号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うための子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費につきまして、緊急に予算補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年度大川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

次に、議案第31号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、県の新型コロナウイルスワクチン広域接種センターがみやま市に設置されることに伴い、本市高齢者への早期ワクチン接種を推進するため、接種者の送迎等に係る経費につきまして、緊急に予算補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年度大川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

次に、議案第32号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、大川市国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金の支給制度が令和3年6月30日まで延長されたことに伴い、傷病手当金の支給に係る経費につきまして、緊急に予算補正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

次に、議案第33号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計決算において、歳入不足を生じることとなり、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づく翌年度歳入の繰上充用をもって補填する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

ります。

次に、議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、特定個人情報の提供範囲が追加されることに伴い、条例で引用する条項等が変わることから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第35号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものでありまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行し、発行手数料の徴収事務を市区町村長に委託できるようになることに伴い、マイナンバーカードの再交付手数料を定める規定が不要となるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第36号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものであり、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、庁舎備品購入費160万円及びコミュニティセンター指定管理料216万1千円を計上いたしております。

民生費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業のふたり親世帯分2,803万1千円及び市内子ども園等における感染症対策費480万円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、水田農業DX推進事業費補助金1,010万8千円及びがんばる農業支援事業費補助金700万円を計上いたしております。

商工費につきましては、プレミアム商品券発行事業補助金2,030万円及び中小企業者等月次支援金1,500万円を計上いたしております。

都市計画費につきましては、大川中央公園リニューアル事業1億2,000万円を計上いたしております。

消防費につきましては、避難行動要支援者管理システム導入業務委託料等507万1千円を計上いたしております。

教育費につきましては、GIGAスクール構想備品購入費183万6千円、家庭学習等通信環境整備費補助金420万円及び町内公民館施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策費補助金800万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は2億2,810万7千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をもって充当する次第であります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第37号 工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

本議案は、子育て支援総合施設建築工事請負契約について、契約金額を変更するに当たり大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第1号 令和2年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和3年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、報告第2号 令和2年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について、報告第3号 令和2年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）、議案第28号 専決処分の承認について（令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）、議案第29号 専決処分の承認について（令和2年度大川市下水道事業会計補正予算）、議案第30号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）、議案第31号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）、議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）、議案第33号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）、議案第37号 工事請負契約の一部変更についての以上11件

については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第1号から報告第3号までの3件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第1号から報告第3号までについては、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これから採決をいたします。

議案第27号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第28号 専決処分の承認について（令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第28号 専決処分の承認について（令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第29号 専決処分の承認について（令和2年度大川市下水道事業会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これから採決をいたします。

議案第29号 専決処分の承認について（令和2年度大川市下水道事業会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第30号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第30号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第31号 専決処分の承認について（令和3年度大川市一般会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第33号 専決処分の承認について（令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第37号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第37号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。明日6月15日と16日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月17日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散会